

旧統一教会清算へ

東京高裁も解散命令

献金勧誘 民法不法行為で初

世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の解散命令請求を巡る即時抗告審で、東京高裁(三木素子裁判長)は4日、解散を命じた東京地裁決定を支持し、教団側の即時抗告を退ける決定をした。命令の効力が生じ、裁判所が選任する清算人が教団財産を調査・管理し、献金被害者への弁済などの清算手続きが始められる。宗教法人格は失われ、税制上の優遇措置を受けられなくなる。

宗教法人法が要件とする 解散命令は、オウム真理教 例は刑事事件化した犯罪行為が理由になった。甚大なる。2025年3月の地裁決定は、教団による献金被害が少なくとも1500人超に約204億円生じたとして「献金勧誘行為の態様も悪質だ」と指摘。教団は献金勧誘で得た収入を、宗教法人格を使って管理し税制上の優遇を受ける一方、多数の被害に根本的な対策を講じないなど「改善を期待するのは困難で、解散はやむを得ない」として

世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の本部が入るビルに掲げられた教団の名称=4日午前、東京都渋谷区

「法令違反」を理由とした などに続き3例目。過去2 被害が生じた献金勧誘という民法の不法行為を理由にしたのは初めて。教団側が最高裁に不服を申し立てるのは必至で、最高裁が解散の判断を覆せば、清算手続きは止まる。



- 2022年7月8日 ■ 安倍晋三元首相が街頭演説中に銃撃され死亡。逮捕された山上徹也被告は世界平和統一家庭連合(旧統一教会)への恨みを供述
- 11月22日 ■ 文部科学省が初の質問権行使
- 23年9月7日 ■ 教団側が回答拒否したとして、文科省が過料を科すよう東京地裁に申し立て
- 10月13日 ■ 文科省が地裁に解散命令を請求
- 24年3月26日 ■ 回答拒否に関し地裁が教団側に10万円の過料を科す決定。その後最高裁で確定
- 25年3月25日 ■ 地裁が解散を命令
- 4月7日 ■ 教団が命令を不服として即時抗告
- 26年3月4日 ■ 東京高裁が解散命令。清算手続き開始が確定

旧統一教会を巡る経過

教団を巡っては、22年の安倍晋三元首相銃撃事件以降、献金被害などの問題が改めて注目され、政界との密接な関係も浮き彫りになった。